



平成 23 年 6 月 24 日
内閣府（防災担当）

東日本大震災における被害額の推計について

1. 概要

東日本大震災に関しては、甚大な被害の全体像がまだ十分に把握できていないところであるが、今後の被災地の復旧・復興に関する関係各方面の議論の参考に資するため、ストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額の推計について、取りまとめたものである。

2. 調査方法

別紙の各項目について、各県及び関係府省からの被害額（ストックの毀損額相当分）に関する提供情報に基づき、内閣府（防災担当）において取りまとめたものである。

3. 調査結果

別紙のとおり。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（総括担当）付 参事官補佐 小松

参事官（災害予防担当）付 主査 河元

TEL : 03-3501-6996(直通) FAX : 03-3597-9091

東日本大震災における被害額の推計

平成23年6月24日

項目	被害額
建築物等 (住宅・宅地、店舗・事務所、工場、 機械等)	約10兆4千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、通信・放送施設)	約1兆3千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、下水道、空港等)	約2兆2千億円
農林水産関係 (農地・農業用施設、林野、水産関係 施設等)	約1兆9千億円
その他 (文教施設、保健医療・福祉関係施設、 廃棄物処理施設、その他公共施設等)	約1兆1千億円
総計	約16兆9千億円

(注) 各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報に基づき、内閣府（防災担当）において取りまとめたものである。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動があり得る。また、四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(参考) 被害額推計の比較について

	東日本大震災 (内閣府 (防災担当))	東日本大震災 (内閣府 (経済財政分析担当))		阪神・淡路大震災 (国土庁)
		ケース 1	ケース 2	
建築物等 (住宅・宅地、店舗・ 事務所・工場、機械等)	約 1 0 兆 4 千億円	約 1 1 兆円 建築物の損壊率の想定 津波被災地域： 阪神の 2 倍程度 非津波被災地域： 阪神と同程度	約 2 0 兆円 建築物の損壊率の想定 津波被災地域： ケース 1 より特に大きい 非津波被災地域： 阪神と同程度	約 6 兆 3 千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、 通信・放送施設)	約 1 兆 3 千億円	約 1 兆円	約 1 兆円	約 6 千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、 下水道、空港等)	約 2 兆 2 千億円	約 2 兆円	約 2 兆円	約 2 兆 2 千億円
その他	農林水産	約 1 兆 9 千億円	約 2 兆円	約 5 千億円
	その他	約 1 兆 1 千億円		
総 計	約 1 6 兆 9 千億円	約 1 6 兆円	約 2 5 兆円	約 9 兆 6 千億円

注：ストックの区分は内閣府（防災担当）の推計で用いたものによるものであり、推計により若干異なる。